

3 高等学校教諭免許状

(1) 次の基礎資格を有する者が、それぞれの所要単位を修得した場合に授与されます。(免許法別表第1)

免許状の種類		基礎資格 (備考1)		
高等学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得を含む。)		
	一種免許状	学士の学位を有すること。(文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含む。)		
		科目名 (備考2)	専修	一種
教科及び教科の指導法 に関する科目	教科に関する 専門的事項	当該免許教科に係る教科に関する科目 それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得すること。[附表2](免許法施行規則 第5条表備考1号)	20	20
	各教科の 指導法	情報通信技術の活用を含むこと。	4	4
教育の基礎的理解に関する科目 (備考4、5)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10 (4)	10 (4)
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (備考5、6)	総合的な探求の時間の指導法		8 (5)	8 (5)
	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
	生徒指導の理論及び方法			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	
教育実践に関する科目 (備考7～10)	教育実習		3(2)	3(2)
	教職実践演習		2	2
大学が独自に設定する科目(備考12)			36	12
合 計			83	59

- 備考
- 1 基礎資格として、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位並びに「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位を、大学又は指定教員養成機関において修得していることを要します。（免許法施行規則 第66条の6）
 - 2 各科目の単位は、次のいずれかのものでなければなりません。（免許法 別表第1備考5、6号）
 - (1) 文部科学大臣が「当該免許状の授与の所要資格を得させるための課程として適当」と認めた課程（以下「認定課程」という。）において修得したものの。
 - (2) 認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が、「当該免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当」と認めたもの。
（上記(1)及び(2)の「認定課程」には、教科及び教職に関する科目の単位を修得させるために、大学（短期大学を除く。）が設置する修業年限を1年以上とする課程を含む。）
 - 3 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」、「総合的な探求の時間の指導法」、「特別活動の指導法」、「教育の方法及び技術」並びに「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は、学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含まなければなりません。（免許法施行規則 第5条表備考2号）
 - 4 「教育の基礎的理解に関する科目」のうち、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、1単位以上を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第2条表備考3号）
 - 5 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むことを要しません。（免許法施行規則 第2条表備考4号）
 - 6 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」については、1単位以上を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第3条表備考4の2号）
 - 7 「教育実習」の単位は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。）の教育を中心としたものでなければなりません。（免許法施行規則 第5条表備考3号）
 - 8 「教育実習」の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（高等学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含む。）の1単位を含みます。（免許法施行規則 第2条表備考7号）
 - 9 「教育実習」の単位数には、1単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができます。ただし、この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができません。（免許法施行規則 第2条表備考8号）
 - 10 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した経験がある場合には、その年数1年につき1単位の割合で、「教科および教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（「教育実習」を除く。）の単位をもって「教育実習」の単位に替えることができます。（免許法施行規則 第4条表備考8号）
 - 11 「教育の基礎的理解に関する科目」については8単位まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については2単位まで、「教育実習」並びに「教職実践演習」についてはそれぞれ2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位（現に修得した単位のみ）をもってあてることができます。（免許法施行規則 第5条表備考4号）
 - 12 専修免許状に係る「大学が独自に設定する科目」の単位数は、当該単位数から一種免許状に係る当該単位数を差し引いた単位数（24単位）については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得したものでなければなりません。
また、「大学が独自に設定する科目」の単位については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」若しくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は第21条の2第1項の規定による指定大学が加える科目について、単位を修得しなければなりません。（免許法別表第1備考7号、免許法施行規則 第2条表備考第14号）
 - 13 専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者が、一種免許状を有する場合又はこれらに係る所要資格を得ている場合は、一種免許状又の欄の単位数は既に修得したものとみなします。この場合の単位の修得方法は、専修免許状に係る各科目の単位数から一種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得しなければなりません。

また、専修免許状を取得しようとする者は、一種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状に係る各科目の単位数を上限として専修免許状の取得のための各単位数に含めることができます。（免許法施行規則 第10条の2第1～3項）

- 14 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第1備考7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとします。（免許法施行規則 第5条表備考5号）
- 15 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第1備考7号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができます。（免許法施行規則 第5条表備考6号）
- 16 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、「教科及び教科の指導法に関する科目」については8単位まで、「教育の基礎的理解に関する科目」については6単位まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については4単位まで、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができます。（免許法施行規則 第5条表備考7号）

(2) - 1 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法別表第3)

受けようとする 免許状の種類		高等学校教諭 専修免許状	高等学校教諭一種免許状 (備考5)											
基礎資格		高等学校教諭 一種免許状を 有している こと。	免許法第5条第5項但し書 きによる高等学校助教諭 免許状を有していること。 ①大学に3年以上在学かつ93単位以上修得 ②大学に2年以上在学及び大学の専攻科に1 年以上在学かつ93単位以上修得 上記いずれかに該当し、高等学校助教諭免 許状を有していること。											
在職年数		3	5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6
合計(所要単位数)		15	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10
教科に関する専門的 事項に関する科目		各科目につき、免許法施行規則第5条第1 項に定められている第2欄の科目〔附表2〕 (備考1)	各科目につき各 1単位以上を修 得すること。 2科目につ き各1 単位以上 を修得す ること。 2科目につき各1単位 以上を修得すること。											
		小計	10	9	8	7	6	5	4	3	5	5	4	3
各教科の指 導法に 関する 科目 又は 教諭 の 教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 する 科 目	第二欄	各教科の指 導法に関する 科目(備考 3)	各教科の指 導法											
	第二欄	小計(第二欄)	3	3	3	2	2	1	1					
	第三欄	教育の基 礎的理解 に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史・思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的 事項(学校と地域との連携及び学校安全へ の対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学 習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生 徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュ ラム・マネジメントを含む。)											
	第三欄	小計(第三欄)	5	4	4	4	3	3	3	2	3	3	3	2
	第四欄	道徳、総合 的な学習の 時間等の 指 導 法 及 び 生 徒 指 導、 教 育 相 談 等 に 関 する 科 目	総合的な探究の時間の指 導法 特別活動の指 導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び 方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な 知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法											
第四欄	小計(第四欄)	4	4	3	3	3	3	2	2	4	3	2	2	
小計(第二欄～第四欄)			12	11	10	9	8	7	6	4	7	6	5	4
大学が独自に設定する科目(備考4)		15	8	8	7	6	5	5	5	3	8	7	6	3
その他の科目(備考5)			15	12	10	8	6	3			5	2		
免許法の適用条項		別表第3、 同表備考4号	別表第3、 同表備考7号											
免許法施行規則の適用条項		11条	同左											
			11条備考3号 12条前段											

備考

- 「教科に関する専門的事項に関する科目」は、[附表2]の第1欄の免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目をいいます。
- 各単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 「各教科の指導法に関する科目」については、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得しなければなりません。
- 専修免許状を受ける場合の「大学が独自に設定する科目」は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目」について、大学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。)において修得した単位でなければなりません。
- 一種免許状を受けようとする者は、「教科に関する専門的事項に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目」以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければなりません。免許法施行規則 第11条第2項)
- 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定方法については、「第3章」を参照してください。

(2) - 2 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法別表第3)

受けようとする免許状の種類		高等学校教諭一種免許状(備考2)																																					
基礎資格		保健師助産師看護師法第7条による看護師免許を有し、かつ昭和29年改正法附則7項による「保健」の高等学校助教諭免許状を有していること。											2年制の看護師養成施設を卒業して保健師助産師看護師法第7条による看護師免許を有し、かつ昭和29年改正法附則7項による「保健」の高等学校助教諭免許状を有していること。																	昭和29年改正法附則第7項による高等学校助教諭免許状を有していること。									
在職年数		4	5	6	7	8	9	10	11	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
合計(所要単位数)		45	40	35	30	25	20	15	10	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10		
教科に関する専門的 事項に関する科目	各科目につき、法施行規則第5条第1項に定められている第2欄の科目〔附表2〕(備考1)	各科目につき各1単位以上を修得すること。						2科目につき各1単位以上を修得すること。			各科目につき各1単位以上を修得すること。											2科目につき各1単位以上を修得すること。					各科目につき各1単位以上を修得すること。												
	小計	10	9	8	7	6	5	4	3	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	20	19	18	17	16	15	14	13	12	10	9	8	7	6	5	4	3		
各教科の指導法に関する科目(備考3)	各教科の指導法																																						
	小計(第二欄)	3	3	3	2	2	1	1		4	4	4	3	3	3	2	2	1	1		4	4	4	4	4	3	3	3	2	2	1	1	1						
教育の基礎的理解に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史・思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	全ての事項にわたること。						全ての事項にわたること。											全ての事項にわたること。																				
	小計(第三欄)	6	5	4	4	3	3	3	2	7	7	7	6	5	5	5	4	4	4	3	9	8	8	8	7	7	7	6	6	5	5	4	4	4	3	3	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法																																						
	小計(第四欄)	3	3	3	3	3	3	2	2	5	4	3	3	3	2	2	2	2	1	1	11	11	10	8	8	8	6	6	6	5	5	5	4	4	4	3	2		
小計(第二欄～第四欄)		12	11	10	9	8	7	6	4	16	15	14	12	11	10	9	8	7	6	4	24	23	22	20	19	18	16	15	14	12	11	10	9	8	7	6	4		
大学が独自に設定する科目(備考4)		8	8	7	6	5	5	5	3	11	10	9	8	8	7	6	5	5	3	16	15	14	14	12	11	10	9	8	8	8	7	6	5	5	5	3			
その他の科目(備考5)		15	12	10	8	6	3			20	18	16	15	12	10	8	6	3		30	28	26	24	23	21	20	18	16	15	12	10	8	6	3					
免許法の適用条項		別表第3						同左											別表第3 附則8項																				
免許法施行規則の適用条項		附則35項・36項						同左											附則11項																				

備考については(2) - 1を参照してください。

(3) 次の表の基礎資格を有する者が、それぞれの他の教科に係る所要単位を修得した場合は、教育職員検定により当該他の教科の免許状を受けることができます。

(免許法別表第4)

受けようとする免許状の種類		高等学校教諭専修免許状		高等学校教諭一種免許状			
基礎資格		高等学校教諭専修免許状を有していること。	高等学校教諭専修免許状を有し、かつ取得しようとする教科の高等学校教諭一種免許状を有していること。	高等学校教諭専修免許状又は高等学校教諭一種免許状を有していること。	免許法第16条の4による高等学校教諭一種免許状を有していること。		
					「柔道」又は「剣道」を有し、「保健体育」の授与を受ける。	「情報技術」、「建築」「インテリア」又は「デザイン」を有し、「工業」の授与を受ける。	「情報処理」又は「計算実務」を有し、「商業」の授与を受ける。
教科に関する専門的事項	取得しようとする教科の、各科目につき免許法施行規則第4条第1項(附表2)に定められている第2欄の科目	各科目について、各1単位以上を修得すること。		各科目について、各1単位以上を修得すること。	各科目について、各1単位以上を修得すること。 ただし、以下の科目は修得したものとみなす。 ・体育実技 ・「体育原理、体育心理学、体育経営学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	同左	同左
	小計	20		20	16	16	16
各教科の指導法に関する科目							
		4		4	3	3	3
大学が独自に設定する科目(備考2)		24	24				
合計(所要単位数)		48	24	24	19	19	19
免許法の適用条項		別表第4	別表第4備考2	別表第4	同左	同左	同左
免許法施行規則の適用条項		15条	同左	同左	15条4項	同左	同左

- 備考 1 単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 2 専修免許状の授与を受ける場合の「大学が独自に設定する科目」は、受けようとする教科についての「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目」のうち1以上の科目について、大学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。)において修得した単位でなければなりません。
- 3 一種免許状の授与を受ける場合は、短期大学(相当程度を含む。)において修得した単位は含むことができません。
- 4 上記のほか、単位の修得方法については、「第3章」を参照してください。

(4) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法別表第5、附則第9項)

受けようとする 免許状の種類		高等学校(実習)教諭								
		専修免許状	一種免許状(備考4)							
基礎資格		高等学校教諭 一種免許状 (実習)を有し ていること。	大学において当該実習に 係る学科を専攻して、学士 の学位を有し、1年以上そ の実地の経験を有し、技術 優秀と認められること。	免許法第5条第5 項但し書きによる 高等学校助教諭 免許状(実習)を 有していること。	昭和29年改正法 附則第7項による 高等学校助教諭 免許状(実習)を 有していること。	大学において当該実習に 係る学科を専攻し、短期大 学士の学位を有すること又 は文部科学大臣がこれと 同等以上と認める資格を有 すること。	高等専門学校 において当該 実習に係る学 科を専攻し、準 学士の称号を 有すること。	高等学校に おいて当該 実習に係る学 科を修め て卒業したこ と。	当該実習に係 る実地の経験 を9年以上有し ていること。	
在職年数		3		3	6	3	3	6	3	
合計(所要単位数)		15	(単位不要)	10	10	10	10	10	10	
教科に関する専門的 事項に関する科目	各科目につき、免許法施行規則第5条第1 項に定められている第2欄の科目〔附表2〕			各科目につき各1 単位以上を修得 すること。	同左	同左	0	同左	同左	
	小計			5	5	5	5	5	5	
各教科の指 導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的 理解に関する科目	第一欄	各教科の指 導法に関する 科目	各教科の指導法							
		小計(第二欄)								
	第二欄	教育の基礎 的理解に関 する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史・思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事 項(学校と地域との連携及び学校安全への 対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学 習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生 徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラ ム・マネジメントを含む。)							
		小計(第三欄)			2	2	2	2	2	
	第四欄	道徳、総合 的な学習の 時間等の指 導法及び生 徒指導、教 育相談等に 関する科目	総合的な探求の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方 法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な 知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
		小計(第四欄)			2	2	2	2	2	
		小計(第二欄～第四欄)			4	4	4	4	4	
	大学が独自に設定する科目(備考3)		15							
	選択科目(第二欄～第四欄の科目)				1	1	1	1	1	1
	免許法の適用条項		別表第5	別表第5(イ)	同左(ロ)	同左 昭和29年改正法 附則8項	附則9項(イ)	同左(ロ)	同左(ハ)	同左(ニ)
免許法施行規則の適用条項		16条		16条	同左	附則5項	同左	同左	同左	

備考

- 各単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 「各教科の指導法に関する科目」については、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得しなければなりません。
- 専修免許状を受ける場合の「大学が独自に設定する科目」は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目」について、大学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。)において修得した単位でなければなりません。
- 一種免許状の授与を受ける場合の単位については、短期大学(相当程度を含む。)において修得した単位は含むことができません。
- 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定方法については、「第3章」を参照してください。

- (5) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により高等学校教諭一種免許状の授与を受けることができます。(免許法別表第8)

受けようとする免許状の種類			高等学校教諭一種免許状
基礎資格			中学校教諭専修又は一種免許状を有していること。
在職年数(備考3)			3
科目名			単位数
教科に関する専門的事項に関する科目		各科目につき、免許法施行規則第5条第1項に定められている第2欄の科目〔附表2〕	
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	第二欄	各教科の指導法に関する科目(備考4)	各教科の指導法
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2 全ての事項にわたること。
大学が独自に設定する科目(備考5)			8
合計			12

備考 1 各単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。

- 2 中学校教諭専修又は一種免許状を有する者が次の表の高等学校一種免許状の授与を受けようとする場合は、次の表の教科の中学校教諭専修又は一種免許状を有する必要があります。(免許法施行規則 第18の3第1項)

高等学校一種免許状の教科	中学校教諭専修又は一種免許状の教科
国語	国語
地理歴史又は公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語(英語その他外国語ごとに応ずる。)	外国語(英語その他外国語ごとに応ずる。)
宗教	宗教

- 3 基礎資格を取得した後、基礎資格となる免許状又は授与を受けようとする免許状に係る学校等において基礎資格の教科を担当する教諭又は講師（基礎資格にかかる特別支援学校の相当部の教諭又は講師を含む。）として在職することが必要となります。
- 4 「各教科の指導法に関する科目」の修得単位は、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得しなければなりません。（免許法施行規則 第18条の2備考2号）
- 5 「大学が独自に設定する科目」については、免許教科に応じ次の表のとおり教科に関する科目の単位を含めて修得することが必要となります。（免許法施行規則 第18条の2備考3号）

受けようとする高等学校教諭一種免許状の教科	有する中学校教諭専修又は一種免許状の教科	教科に関する専門的事項に関する科目	単位数
地理歴史 公民	社会	免許法施行規則第5条第1項に定められている第2欄の科目〔附表2〕の中で受けようとする教科のうち1以上の科目	1以上
情報	技術	情報システム	1以上
		情報通信ネットワーク	1以上
		マルチメディア表現・マルチメディア技術	1以上
工業	技術	工業の関係科目	2以上
		工業の職業指導	2以上

注（ ）の内容も含めて修得すること。

- 6 学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の高等部において、教員として良好な成績で勤務した旨の実務成績証明者の証明を有する在職年数のある者が、所要単位の軽減を受ける場合の修得方法は次のとおりとします。

基礎資格			中学校教諭専修又は一種免許状を有していること。		
在職年数（備考7）			1	2	
教科に関する専門的事項に関する科目	各科目につき、免許法施行規則第5条第1項に定められている第2欄の科目〔附表2〕				
各教科の指導法に関する科目	第二欄	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法	1	1
	第四欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
大学が独自に設定する科目			6	4	
合計			9	6	

※単位の修得については、上記備考によること。

- 7 別表第8の最低在職年数（備考3の在職年数）へ算入した年数は、本表の在職年数に含めることはできません。

[附表2]高等学校教諭免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目

(免許法施行規則第5条第1項)

免許教科 (第1欄)	教科に関する専門的事項に関する科目 (第2欄)	免許教科 (第1欄)	教科に関する専門的事項に関する科目 (第2欄)
国語	・国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) ・国文学(国文学史を含む。) ・漢文学	保健	・「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
地理歴	・日本史 ・外国史 ・人文地理学・自然地理学 ・地誌	看護	・「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 ・看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む) ・看護実習
公民	・「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」 ・「社会学、経済学(国際経済を含む。)」 ・「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	家庭	・家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) ・被服学(被服実習を含む。) ・食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) ・住居学 ・保育学
数学	・代数学 ・幾何学 ・解析学 ・「確率論、統計学」 ・コンピュータ	情報	・情報社会(職業に関する内容を含む。) ・情報倫理 ・コンピュータ・情報処理 ・情報システム ・情報通信ネットワーク ・マルチメディア表現・マルチメディア技術
理科	・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 ・「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	農業 工業 商業 水産 商船	・当該教科の関係科目 ・当該教科の職業指導
音楽	・ソルフェージュ ・声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) ・器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) ・指揮法 ・音楽理論・作曲法(編曲法を含む。) ・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	福祉	・社会福祉学(職業指導を含む。) ・高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 ・社会福祉援助技術 ・介護理論・介護技術 ・社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。) ・人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 ・加齢に関する理解・障害に関する理解
美術	・絵画(映像メディア表現を含む。) ・彫刻 ・デザイン(映像メディア表現を含む。) ・美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	職業指導	・職業指導 ・職業指導の技術 ・職業指導の運営管理
工芸	・図法・製図 ・デザイン ・工芸制作(プロダクト制作を含む。) ・工芸理論・デザイン理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)	英語	・英語学 ・英語文学 ・英語コミュニケーション ・異文化理解
書道	・書道(書写を含む。) ・書道史 ・「書論、鑑賞」 ・「国文学、漢文学」	宗教	・宗教学 ・宗教史 ・「教理学、哲学」
保健体育	・体育実技 ・「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。) ・生理学(運動生理学を含む。) ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		

免許法別表第1、3、4、5により免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる各科目について、一般的包括的な内容を含めそれぞれ1単位以上を修得すること。

「」内の単位の修得は、このうち1以上の科目にわたること。

英語以外の外国語は、英語の例によること。